

ドイツにおける法定後見人の報酬制度

—第4回運用改善WG—

新潟大学法学部
上山 泰

報告の概要

- I. ドイツにおける法定後見の基本構造
- II. 報酬制度の変遷
- III. 現行報酬制度の概要

Ⅰ. ドイツにおける法定後見 の基本構造

ドイツの法定後見の基本構造（1）

☆**法的世界**（Rechtliche Betreuung）制度

①ドイツ民法典1896条～1908i条に基盤となる規定

②**一元制**制度設計

* 法的世界の一類型のみ

* **テーラーメイド**型で事案ごとに**世話人**の権限を設定

* 「**必要性の原則**」 「**補充性の原則**」の明文化（§ 1896 II）

👉 当該事案に必要な範囲でのみ介入が可能

ドイツの法定後見の基本構造（2）

☆本人の行為能力

① **原則 = 制限なし**（支援と能力制限の分離）

② **例外 = 同意権留保**（Einwilligungsvorbehalt）による制限（§ 1903）

* 世話事案全体の**5-6%**が対象

* **不確定無効型**

☞ 原則として世話人の事前の同意又は**追認**がない限り無効

③ **自然的行為無能力〔者〕**（§ 104）

☞ 精神上的の障害から継続的に自由な意思決定ができない状態にある者（§ 104 II）

☞ 自然的行為無能力者の法律行為は**確定的に無効**（§ 105）

ドイツの法定後見の基本構造（3）

☆世話人（Betreuer）の権限

👉 **法定代理権**（事案に必要な最小限の範囲）

- * 世話人の職務範囲を本人の具体的ニーズから決定
- * 職務範囲内において裁判内・裁判外で本人を代理

※ 支援に必要最小限の代理権のみを持つのが基本形態

法定後見制度の利用状況

① 日本・・・**18万9070件** [2015年末]

* 直近の2019年末では22万9632件

② ドイツ・・・**127万6538件** [2015年末]

* ピークは2012年末の132万5013件

👉 日本**1.5件**：ドイツ**15.8件**（人口千対）

👉 日本の**10倍強**の利用数

* 日本の数値を2019年末⁷で算定した場合は**1.8件**（8倍強）

世話人の供給母胎

☆2015年新規選任事案における類型別選任割合

①親族世話人…49.72%

②その他の名譽職世話人…5.72%

* 名譽職世話人 55.44%

☞ 名譽職世話人は減少傾向（2015年55.44%、2014年56.98%、2013年59.06%）

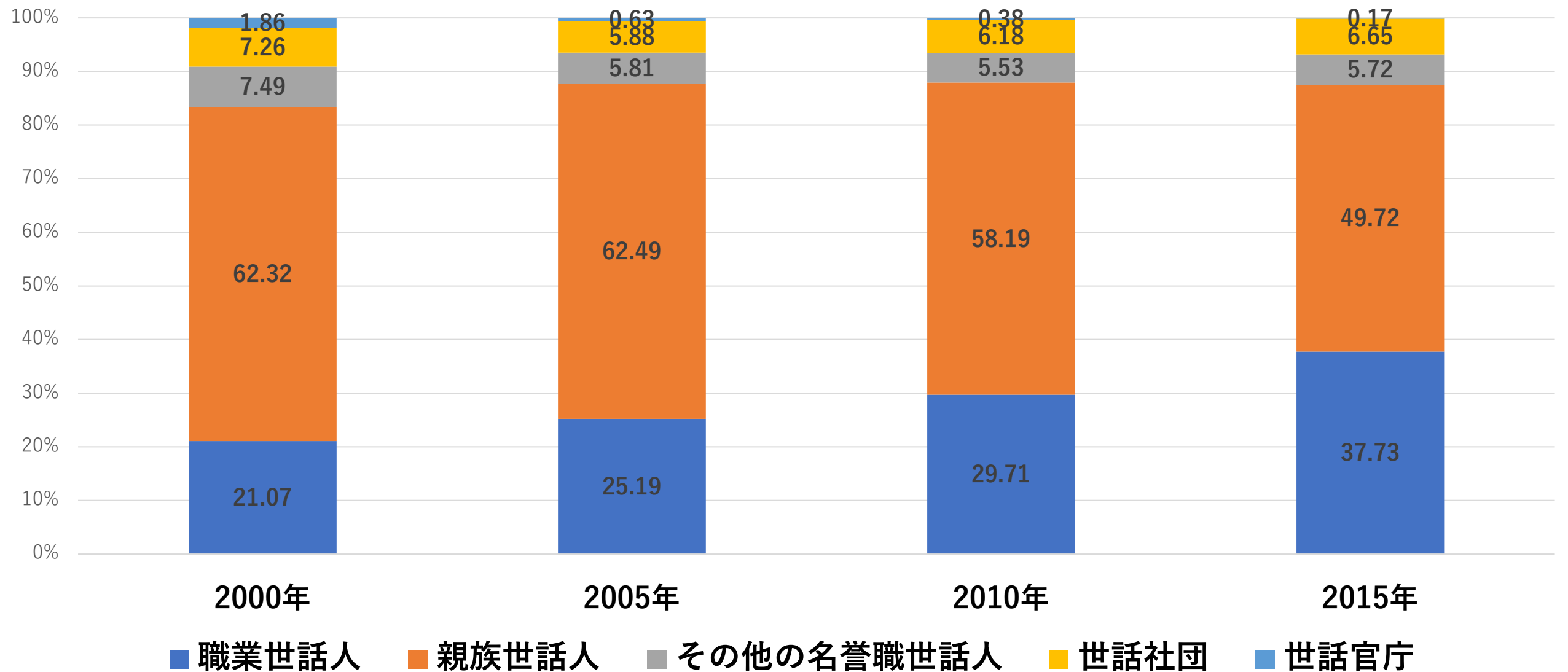
③自営業型職業世話人…37.73%（弁護士以外28.59%）

④世話社団（社団世話人を含む）…6.65% ※全国に約800団体

⑤世話官庁（官庁世話人を含む）…0.17%

* *Deinert, Betrugszahlen 2015, BtPrax 2016, s. 218-220.参照*

〔世話人類型別選任割合〕



※世話社団は社団世話人を、世話官庁は官庁世話人をそれぞれ含む。

II. 報酬制度の変遷

報酬制度の変遷（1）

①1992年 現行世話制度の導入

☞ 青天井の報酬・国家財政問題・裁判所の算定に関する負担感

②1999年 第一次世話法改正

① 職業世話人報酬等の国庫負担の削減

② 明確な報酬ルールの確立

* 報酬に関する紛争予防 + 司法コスト削減

☞ 「**職業後見人の報酬に関する法律**」の制定

※ 世話人の**資格別**（3区分）時間給制度の導入

※ 「**無資産**」概念の明文化 1(1§-1836d, 1836c)

☆ 現行制度の原型の成立

報酬制度の変遷（2）

③2005年 第二次世話法改正

①法的世話の件数の削減

②職業世話人報酬等の国庫負担の削減

☞ 「**後見人及び世話人の報酬に関する法律（VBVG）**」の制定

* 世話報酬の**定額化**（≡**低額化批判**）

資格別時間給 × 請求基準時間数（本人の資力・居所・世話開始からの経過時間の3要素に基づく請求時間表）

※2005年法の報酬体系の詳細は、上山泰『**12** 専門職後見人と身上監護〔第3版〕』（2015）306頁以下、商事法務研究会「各国の成年後見法制に関する調査研究報告書（第2章ドイツ〔藤巻梓〕）」（2018）45頁以下参照。

報酬制度の変遷（3）

④ 2019年 世話人および後見人の報酬の調整に関する法律

① 世話団体の運営財源の確保

② 標準報酬額の引き上げ

③ 特別手当の導入（定額報酬に対する例外的加算事由の明文化）

II. 現行報酬制度の概要

報酬に関する規律の特徴

- ①低資力者に対する報酬の国庫負担
- ②職業世話人制度
- ③定額報酬制

低資力者に対する報酬の国庫負担

【報酬負担者】 ※費用も同様

①原則 = 本人負担

②例外 = 国庫負担 (具体的には各州の司法省予算)

👉 本人の「無資産 (Mittellosigkeit)」要件

* 民法上の基本定義規定 (§ 1836d, 1836c)

* 社会法典12編 (社会扶助) による基準の具体化

無資産の基準（1）

① 所得基準：848ユーロ（110,240円）

👉 848ユーロを超える所得がある場合、その超過分は基本的に世話報酬の原資とされる。報酬の不足額分は国庫が支払う。

② 資産基準：保有資産の一定限度額 + 相応の自己居住用住宅

👉 単身者の場合、5,000ユーロ（65万）までの現金と口座残高は保護される。これを超える資産は世話報酬の原資とされる（超過資産がある限り、①基準は適用されない）。加えて、相応の自己居住用住宅は保護される。

無資産の基準（2）

【具体例】

- ① 単身者Xが月額1,300ユーロの年金を受け取る一方で、月額300ユーロの家賃を支払っているとする。この場合、Xの所得は1,000ユーロとなり、最高で848ユーロを控除した152ユーロまでは世話報酬の支払いに充てなければならない。
- ② 単身者Yは、所得は限度額以下の月額700ユーロだが、貯金口座に10,000ユーロの残高がある。この場合、残高が5,000ユーロを切るまでは、貯金を世話報酬の支払いに充てなければならない。ただし、自宅については、それが相応のものである限り、世話報酬の原資にあてる必要はない。

世話の無償性原則（§ 1908i, 1836）

① 関連ルール

* 名譽職世話人の優先選任ルール（1897VI）

* 複数世話人の選任（1899 I）

② 名譽職世話人の一括払い費用償還請求権（1908i, 1835a）

 399ユーロ（約52,000円）/年

③ 例外としての有償による世話（報酬の付与）

①a 職業世話人事案 ⇒ 報酬表による定額算定（§ 1896 I, VBVG）

①b 名譽職世話人への例外的報酬〔有資産事案のみ〕（§ 1896 II）

職業世話人制度

① 職業世話人の報酬請求権（1908i, 1836 I）

👉 無償性原則の例外

② 職業世話人の**法的定義**（VBVG § 1 I）

👉 生業の範囲内でのみ法的世話を遂行する者

※ **10件を超える**世話を引き受けている者

👉 原則として職業世話人性が肯定（VBVG § 1 I ①）

👉 社団世話人は担当件数と無関係に常に職業世話（VBVG § 71）

定額報酬制 (1)

☆後見人の資格（教育水準・専門的知識）に基づく **3種の報酬表**

〔報酬表A〕 **無資格者**

* 世話の実施に役立つ何らの特別な知識を持たない者（VBVG § 4 II）

〔報酬表B〕 [体系的] **完結性のある専門教育を受けた者等**（§ 4 III ①）

* [体系的] 完結性のある専門養成研修（職業訓練）あるいはこれと同等の専門教育を通じて世話の実施に役立つ知識を習得している者

〔報酬表C〕 **大学で** [体系的] **完結性のある専門教育を受けた者等**（§ 4 III ②）

* 大学で [体系的] 完結性のある専門教育あるいはこれと同等の専門教育を通じて世話の実施に役立つ知識を習得している者

定額報酬制 (2) [報酬表 A]

整理番号	世話の継続期間	整理番号	日常の居所	整理番号	資産状況	月額報酬
A1	世話開始から最初の3ヶ月間	A1.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A1.1.1	無資産	194ユーロ
				A1.1.2	有資産	200ユーロ
		A1.2	その他の居住形式	A1.2.1	無資産	208ユーロ
				A1.2.2	有資産	298ユーロ
A2	開始4ヶ月から6カ月まで	A2.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A2.1.1	無資産	129ユーロ
				A2.1.2	有資産	158ユーロ
		A2.2	その他の居住形式	A2.2.1	無資産	170ユーロ
				A2.2.2	有資産	208ユーロ
A3	開始7ヶ月から12ヶ月まで	A3.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A3.1.1	無資産	124ユーロ
				A3.1.2	有資産	140ユーロ
		A3.2	その他の居住形式	A3.2.1	無資産	151ユーロ
				A3.2.2	有資産	192ユーロ
A4	開始13ヶ月から24ヶ月まで	A4.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A4.1.1	無資産	87ユーロ
				A4.1.2	有資産	91ユーロ
		A4.2	その他の居住形式	A4.2.1	無資産	122ユーロ
				A4.2.2	有資産	158ユーロ
A5	開始25ヶ月以降	A5.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A5.1.1	無資産	62ユーロ
				A5.1.2	有資産	78ユーロ
		A5.2	その他の居住形式	A5.2.1	無資産	105ユーロ
				A5.2.2	有資産	130ユーロ

定額報酬制 (3)

☆報酬表の構造 = 3つの要素に基づく類型ごとの定額制

①世話の継続期間（世話開始からの経過期間）

👉継続期間に比例して減額

②被世話人（本人）の居所

👉施設入所者 < 在宅者

③被世話人（本人）の資力の有無

👉無資産 < 有資産

※世話団体の平均的運営コストから標準額を算出

*最低額 (A5.1.1)

👉月額62ユーロ
(約8,000円)

*最高額 (C1.2.2)

👉月額486ユーロ
(約63,000円)

定額報酬制（４）

☆費用償還請求

①原則＝請求不可

☞ 一般的な費用（旅費・通信費等）は定額報酬に含まれる。
高額な費用がかかった場合でも別途の請求はできない。

②例外＝世話人の本業である専門業務の提供（§ 1908i, 1865 III）

☞ 弁護士である職業世話人が被世話人の訴訟を担当した場合等

特別手当〔報酬加算〕（１）

☆特別手当（Gesonderte Paushalen）

- ①高度な財産管理による追加報酬（VBVG § 5a I）
- ②名誉職世話人から職業世話人への交代時（§ 5a II）
- ③職業世話人から名誉職世話人への交代時等（§ 5a III）

特別手当〔報酬加算〕（2）

① 高度な財産管理による追加報酬（VBVG § 5a I）

☞ 被世話人が有資産の場合、世話人が次の職務を遂行しているときは、報酬表に基づく定額報酬に加えて、**毎月30ユーロ**（約4,000円）の追加報酬が付与される。

- ① 最低15万ユーロ（約2,000万円）以上の金融資産の管理（1号）
- ② 被世話人もしくはその配偶者によって使用されていない住居の管理（2号）
- ③ 被世話人の事業（Eewerbsgeschäft）の管理（3号）

特別手当〔報酬加算〕（3）

②名譽職世話人から職業世話人への交代時（§5a II）

👉 職業世話人に**200ユーロ**（約26,000円）の一時金手当を支給する。

※交代時の業務負担増に対する配慮

特別手当〔加算報酬〕（４）

③職業世話人から名誉職世話人への交代時等（§5aIII）

- 👉交代時に支給されるべき**標準報酬額の1.5倍の額の一時金手当**を職業世話人に支給する。
- 👉職業世話人と名誉職世話人による複数後見の事案が**名誉職世話人による単独後見に変更された場合**も同様に職業世話人に変更時に支給されるべき**標準報酬額の1.5倍の額の一時金手当**を職業世話人に支給する。

※交代時の業務負担増に対する配慮

※名誉職世話人への交代のインセンティブ

【参考資料】

〔報酬表A〕無資格者（4条2項）

整理番号	世話の継続期間	整理番号	日常の居所	整理番号	資産状況	月額報酬
A1	世話開始から最初の3ヶ月間	A1.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A1.1.1	無資産	194ユーロ
				A1.1.2	有資産	200ユーロ
		A1.2	その他の居住形式	A1.2.1	無資産	208ユーロ
				A1.2.2	有資産	298ユーロ
A2	開始4ヶ月から6カ月まで	A2.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A2.1.1	無資産	129ユーロ
				A2.1.2	有資産	158ユーロ
		A2.2	その他の居住形式	A2.2.1	無資産	170ユーロ
				A2.2.2	有資産	208ユーロ
A3	開始7ヶ月から12ヶ月まで	A3.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A3.1.1	無資産	124ユーロ
				A3.1.2	有資産	140ユーロ
		A3.2	その他の居住形式	A3.2.1	無資産	151ユーロ
				A3.2.2	有資産	192ユーロ
A4	開始13ヶ月から24ヶ月まで	A4.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A4.1.1	無資産	87ユーロ
				A4.1.2	有資産	91ユーロ
		A4.2	その他の居住形式	A4.2.1	無資産	122ユーロ
				A4.2.2	有資産	158ユーロ
A5	開始25ヶ月以降	A5.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	A5.1.1	無資産	62ユーロ ←最低額
				A5.1.2	有資産	78ユーロ
		A5.2	その他の居住形式	A5.2.1	無資産	105ユーロ
				A5.2.2	有資産	130ユーロ

〔報酬表B〕〔体系的な〕完結性のある専門教育を受けた者等（4条3項1号）

整理番号	世話の継続期間	整理番号	日常の居所	整理番号	資産状況	月額報酬
B1	世話開始から最初の3ヶ月間	B1.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	B1.1.1	無資産	241ユーロ
				B1.1.2	有資産	249ユーロ
		B1.2	その他の居住形式	B1.2.1	無資産	258ユーロ
				B1.2.2	有資産	370ユーロ
B2	開始4ヶ月から6カ月まで	B2.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	B2.1.1	無資産	158ユーロ
				B2.1.2	有資産	196ユーロ
		B2.2	その他の居住形式	B2.2.1	無資産	211ユーロ
				B2.2.2	有資産	258ユーロ
B3	開始7ヶ月から12ヶ月まで	B3.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	B3.1.1	無資産	154ユーロ
				B3.1.2	有資産	174ユーロ
		B3.2	その他の居住形式	B3.2.1	無資産	188ユーロ
				B3.2.2	有資産	238ユーロ
B4	開始13ヶ月から24ヶ月まで	B4.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	B4.1.1	無資産	107ユーロ
				B4.1.2	有資産	113ユーロ
		B4.2	その他の居住形式	B4.2.1	無資産	151ユーロ
				B4.2.2	有資産	196ユーロ
B5	開始25ヶ月以降	B5.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	B5.1.1	無資産	78ユーロ
				B5.1.2	有資産	96ユーロ
		B5.2	その他の居住形式	B5.2.1	無資産	130ユーロ
				B5.2.2	有資産	161ユーロ

〔報酬表C〕 大学で〔体系的な〕完結性のある専門教育を受けた者等（4条3項2号）

整理番号	世話の継続期間	整理番号	日常の居所	整理番号	資産状況	月額報酬
C1	世話開始から最初の3ヶ月間	C1.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	C1.1.1	無資産	317ユーロ
				C1.1.2	有資産	327ユーロ
		C1.2	その他の居住形式	C1.2.1	無資産	339ユーロ
				C1.2.2	有資産	486ユーロ ← 最高額
C2	開始4ヶ月から6カ月まで	C2.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	C2.1.1	無資産	208ユーロ
				C2.1.2	有資産	257ユーロ
		C2.2	その他の居住形式	C2.2.1	無資産	277ユーロ
				C2.2.2	有資産	339ユーロ
C3	開始7ヶ月から12ヶ月まで	C3.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	C3.1.1	無資産	202ユーロ
				C3.1.2	有資産	229ユーロ
		C3.2	その他の居住形式	C3.2.1	無資産	246ユーロ
				C3.2.2	有資産	312ユーロ
C4	開始13ヶ月から24ヶ月まで	C4.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	C4.1.1	無資産	141ユーロ
				C4.1.2	有資産	149ユーロ
		C4.2	その他の居住形式	C4.2.1	無資産	198ユーロ
				C4.2.2	有資産	257ユーロ
C5	開始25ヶ月以降	C5.1	入所施設もしくは同等の訪問ケアを受けている居住形式	C5.1.1	無資産	102ユーロ
				C5.1.2	有資産	127ユーロ
		C5.2	その他の居住形式	C5.2.1	無資産	171ユーロ
				C5.2.2	有資産	211ユーロ